

修了試験時
持込不可

東京都排出総量削減義務と排出量取引制度
2025年度検証主任者等講習会 資料①

総量削減義務と排出量取引制度における その他ガス排出量・削減量の算定ガイドライン

以下の点にご注意ください。

※修了試験時に本資料を机上へ置いている場合、試験を中断し、退出いただきます。
※本資料は、次のガイドラインに基づいて作成されています。

- その他ガス排出量算定ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間版）
- その他ガス削減量算定ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間版）
- その他ガス削減量検証ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間版）



東京都環境局

目次 (その他ガス削減量算定GL)

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの目的

第2章 削減量の定義

第2部 その他ガス削減量の算定方法

第1章 算定方法の概要

第2章 算定範囲の設定

第3章 モニタリング方法

第3部 モニタリング計画及び算定結果の報告手続

第1章 モニタリング計画及び算定報告書の作成・承認手続

第2章 モニタリング計画の作成方法

第3章 算定報告書の作成方法

第4章 モニタリング計画の変更

※ 本資料中、**重要な部分**は下線を引いております。

※ その他ガスのガイドラインには**削減量算定GL**、**排出量算定GL**がありますので御注意ください。

様式一覧 (その他ガス削減量算定GL)

A号様式 その他ガス削減量モニタリング計画（新規・変更）書

B号様式 その他ガス基準排出量算定報告（新規・変更）書

C号様式 その他ガス削減量算定報告書

D号様式 その他ガス削減量モニタリング計画承認（否認）通知書

E号様式 その他ガス基準排出量承認（否認）通知書

F号様式 その他ガス削減量承認（否認）通知書



第一部 はじめに

(その他ガス削減量算定GL pp.1-5)

第1章 本ガイドラインの目的

第2章 削減量の定義

第1章 本ガイドラインの目的

(その他ガス排出量算定GL pp.1-2、その他ガス削減量算定GL pp.1-2、p.17)

- その他ガス排出量は、基本的に把握・報告のみ義務
- その他ガス削減量の2分の1を特定温室効果ガスの総量削減義務に充当可能

【その他ガス排出量算定ガイドライン】算定報告が義務付けられている「その他ガス排出量」の算定方法を記載したもの。

【その他ガス削減量算定ガイドライン】削減義務に充当するための「その他ガス削減量」の算定方法を記載したもの。

※削減義務充当には、モニタリング計画、基準排出量、削減量の検証が必要となる。

特定温室効果ガス	燃料等の使用に伴って排出されるCO ₂	・電気事業者から供給された電気の使用 ・都市ガスの使用・重油の使用 ・熱供給事業者から供給された熱の使用 ・その他エネルギーの使用	報告対象となる温室効果ガス排出量	総量削減義務あり		
その他ガス	特定温室効果ガス以外のCO ₂	・廃棄物の焼却 ・製品の製造・加工に伴い発生するCO ₂ ・廃棄物燃料の使用等				
	CO ₂ 以外のガス	・重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンやN ₂ O等				
水の使用、下水への排水				総量削減義務なし		
再生可能エネルギー	太陽光、風力、地熱等					
非化石燃料	水素、アンモニアの使用					

第2章 削減量の定義

(その他ガス削減量算定GL p.4)

■ 削減量とは

基準排出量と算定対象年度の排出量との差分

■ その他ガス排出量の削減活動とは

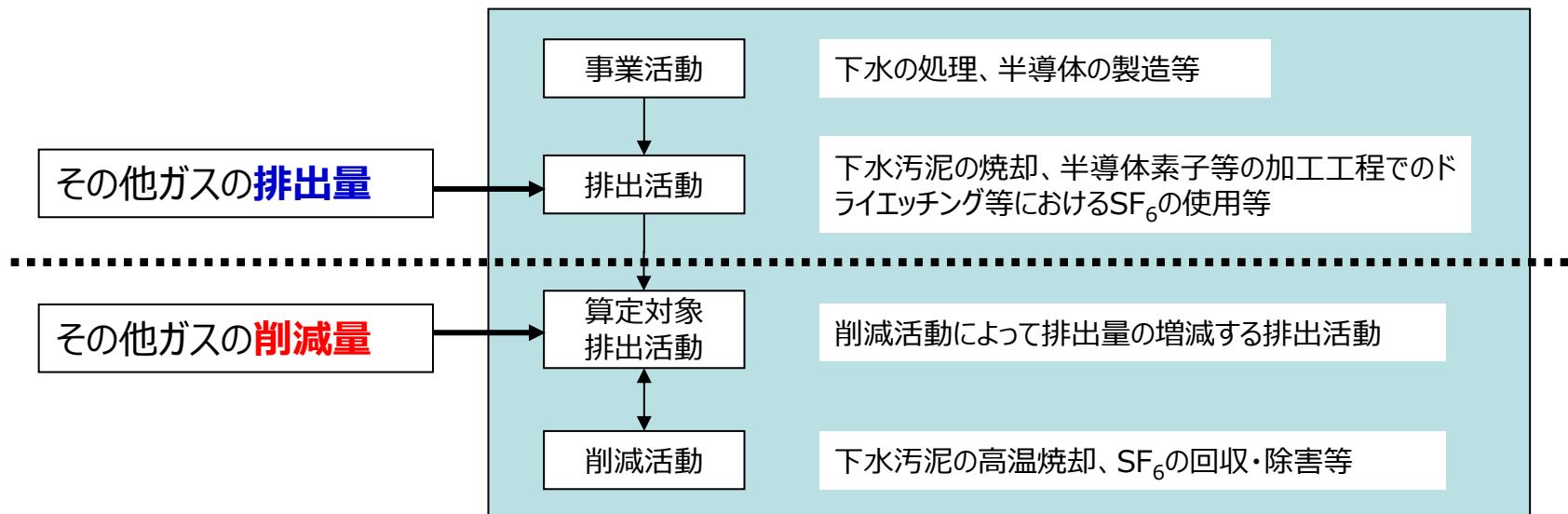
事業者が事業所内で行う事業活動に伴い排出される温室効果ガスごとに、当該温室効果ガスの排出量を削減する活動

① 地球上から実質的に削減する活動

外部委託等により排出活動を事業所外に移転する活動は含まない。

② その他ガスの削減を目的として計画的に削減する活動

他の事業活動や外部環境の変化で付隨的に排出が減少した活動は含まない。



削減量の定義

(その他ガス削減量算定GL p.5)

■ 削減量と認められない場合

- 事業活動がなくなる場合
 - 削減活動とは関係ない事業活動の変化で排出量がなくなる場合
 - 生産又は廃棄物処理の外部委託により、外部に移転する場合
 - 削減を目的としない活動により、排出量が減少する場合
- ✓ 削減量とは、削減活動の結果生じる排出量の減少を指す。
- ✓ 排出量の変化が削減活動とその他の要因とにより複合的に生じている場合にあっては、削減活動に加え、その他の要因で生じた減少量に基づいてその他ガス削減量に算定することができる。

第2部 その他ガス削減量の算定方法

(その他ガス削減量算定GL pp.6-28)

第1章 算定方法の概要

第2章 算定範囲の設定

第3章 モニタリング方法

第1章 算定方法の概要

(その他ガス排出量算定GL p.4、その他ガス削減量算定GL p.6)

1. 排出量・削減量算定の対象

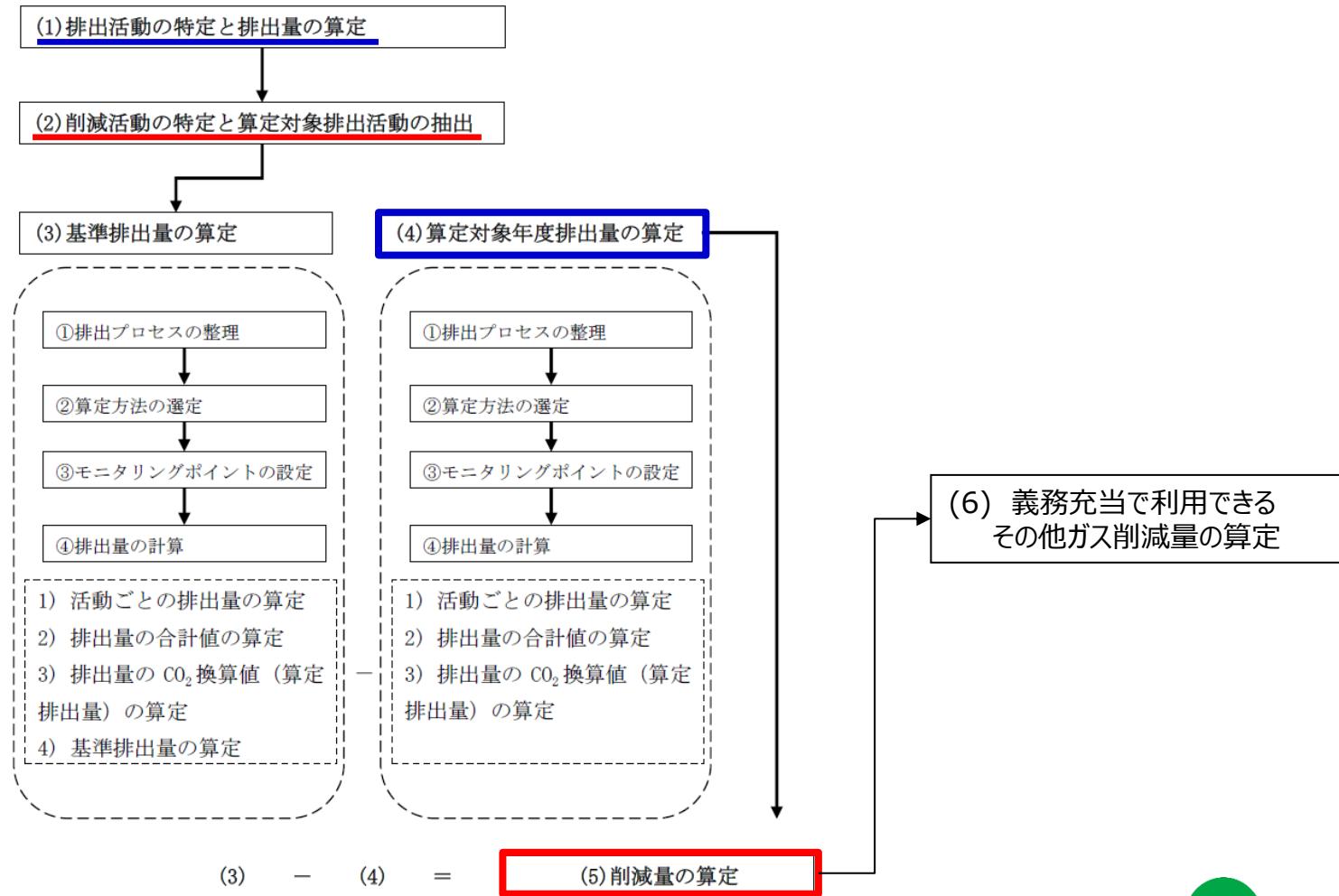
排出量・削減量算定の対象の考え方

項目	対象
算定対象期間	年度
算定対象ガス	<u>CO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆, NF₃</u> ※CO ₂ のうち特定温室効果ガスを除いたもの (他から供給を受けた水の使用や下水への排水は含まれる。)
算定対象組織	「 特定地球温暖化対策事業所 」 (排出量 については「 指定地球温暖化対策事業所 」)

算定のフロー

(その他ガス削減量算定GL p.7)

- 排出活動の特定と排出量の算定は、その他ガス排出量算定GLに従って算定する。



(1) 排出活動の特定と排出量の算定

(その他ガス排出量算定GL pp.4-5)

1. 排出活動の抽出

- ✓ 事業所内で行われている「その他ガスの排出活動」をすべて抽出。
- ✓ 自社の設備を他者がメンテナンスするような場合でも対象とする。

報告の対象となる排出活動：メタン (CH_4)	
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	
電気炉における電気の使用	石炭の採掘
原油又は天然ガスの試掘	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産	原油の精製
都市ガスの製造	カーボンブラック等化学製品の製造
家畜の飼養（家畜の消化管内発酵）	家畜の排せつ物の管理
稻作	農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分	工場廃水の処理
下水、し尿等の処理	
廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	
その他 CH_4 を排出する活動	

1. 排出活動の抽出

(その他ガス排出量算定GL pp.14-15)

右は、活動分野別の種類とガスの対応表であり、これらを参考として自らの算定対象排出活動を確認する。

- ✓ 活動分野は大別すると8つ
 - ① エネルギーの使用
 - ② 燃料の漏出
 - ③ 工業プロセス
 - ④ 農業
 - ⑤ 廃棄物
 - ⑥ HFC等4ガス
 - ⑦ 水の給排水
 - ⑧ その他

排出活動の種類と発生するその他の温室効果ガス対応一覧表(1/2)

活動分野	排出活動の種類	温室効果ガス					
		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆
エネルギーの使用	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用		○	○			
	電気炉（製錬用、製鋼用、合金鉄製造用又はカーバイド製造用）における電気の使用*		○				
燃料の漏出	石炭の採掘		○				
	原油又は天然ガスの試掘	○	○				
	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	○	○	○			
	原油又は天然ガスの生産	○	○	○			
	原油の精製		○				
	都市ガスの製造		○				
工業プロセス	セメントの製造	○					
	生石灰の製造	○					
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	○					
	ソーダ灰の製造	○					
	ソーダ灰の使用	○					
	アンモニアの製造	○					
	シリコンカーバイドの製造	○					
	カルシウムカーバイドの製造	○					
	エチレンの製造	○	○				
	カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	○					
	電気炉を使用した粗鋼の製造	○					
	ドライアイスの使用	○					
	噴霧器の使用	○					
	化学製品の製造（カーボンブラック又はアジピン酸）		○	○			
農業	麻酔剤の使用			○			
	家畜の飼養（家畜の消化管内発酵）	○					
	家畜の排せつ物の管理	○	○				
	稲作	○	○				
	耕地における肥料の使用	○	○	○			
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用	○	○	○			
廃棄物	農業廃棄物の焼却	○	○				
	廃棄物の埋立処分		○	○			
	工場廃水の処理		○	○			
	下水、し尿等の処理		○	○			
	廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用	○	○	○			

1. 排出活動の抽出

(その他ガス排出量算定GL p.16)

右は、活動分野別の種類とガスの対応表であり、これらを参考として自らの算定対象排出活動を確認する。

- ✓ 活動分野は大別すると8つ
 - ① エネルギーの使用
 - ② 燃料の漏出
 - ③ 工業プロセス
 - ④ 農業
 - ⑤ 廃棄物
 - ⑥ HFC等4ガス
 - ⑦ 水の給排水
 - ⑧ その他

排出活動の種類と発生するその他の温室効果ガス対応一覧表(2/2)

活動分野	排出活動の種類	温室効果ガス					
		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆
HFC等4ガス	マグネシウム合金の鋳造						○
	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造				○		
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造				○		
	ペーフルオロカーボン(PFC)の製造					○	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)の製造						○
	三ふっ化窒素(NF ₃)の製造						○
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入				○		
	業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入				○		
	業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入				○		
	プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用				○		
	噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入				○		
	噴霧器の使用				○		
	変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入						○
	変圧器等電気機械器具の使用						○
	変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収						○
水の給排水	変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収						○
	半導体素子等の加工工程でのドライエッキング等における使用			○	○	○	○
その他	溶剤等の用途への使用			○	○		
	他から供給を受けた水の使用	○					
その他	下水への排水	○					
	その他CO ₂ を排出する活動(燃料等の使用に伴う排出を除く)	○					
	その他CH ₄ を排出する活動		○				
	その他N ₂ Oを排出する活動			○			
	その他HFCを排出する活動				○		
	その他PFCを排出する活動					○	
	その他SF ₆ を排出する活動					○	
その他	その他NF ₃ を排出する活動						○



(1) 排出活動の特定と排出量の算定

(その他ガス排出量算定GL pp.5-6)

2. 排出活動ごとの排出量の算定

抽出した排出活動ごとに以下の算定式を使って排出量を算定する。

$$\text{温室効果ガス排出量 (tガス)} = \text{活動量} \times \text{排出係数 (活動量当たりの排出量)}$$

3. 排出量の合計値の算定

温室効果ガス、排出活動ごとに算定した排出量を合算する。

4. 排出量のCO₂換算値（算定排出量）の算定

それぞれの各温室効果ガスごとの単位で表した値を以下の式を使ってCO₂に換算する。

$$\text{温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (tガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$



(1) 排出活動の特定と排出量の算定

(その他ガス排出量算定GL p.19)

- ✓ 原則として、以下により定める算定方法を適用
 - ・環境確保条例施行規則（以下「規則」）別表第1（温室効果ガスの排出の量の算定方法）
 - ・規則第4条の12第3項
 - ・規則別表第1の規定により知事が別に定める係数等（告示）
- ✓ 算定方法は、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の算定方法と同じ
 - ※ただし、計画期間中固定としていることを除く。
 - 詳細は、**温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）**でも確認可
- ✓ マニュアルに記載の標準的な算定方法のほか、以下の方法により算定した数値を用いることが可能
 - ・記載の算定方法によらず実測等により求めた数値
 - ・記載の算定方法によりつつ単位発熱量・排出係数は実測等により求めた数値

※この場合、算定に使用した資料を「**その他ガス排出量算定報告書**」に添付しなければならない。

地球温暖化係数

(その他ガス排出量算定GL pp.7-8 その他ガス削減量算定GL pp.15-16)

	温 室 効 果 ガ ス	地球温暖化係数			
		第1計画期間	第2計画期間	第4計画期間	
		第3計画期間			
1	二酸化炭素	CO ₂	1	1	1
2	メタン	CH ₄	21	25	28
3	一酸化二窒素	N ₂ O	310	298	265
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	—		
	トリフルオロメタン	HFC-23	11,700	14,800	12,400
	ジフルオロメタン	HFC-32	650	675	677
	フルオロメタン	HFC-41	150	92	116
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	2,800	3,500	3,170
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,000	1,100	1,120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300	1,430	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	300	353	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	3,800	4,470	4,800
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	—	53	16
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	140	124	138
	フルオロエタン	HFC-161	—	12	4
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-227ea	2,900	3,220	3,350
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	—	1,340	1,210
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	—	1,370	1,330
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	6,300	9,810	8,060
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	560	693	716
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	—	1,030	858
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	—	794	804
	1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロベンタン	HFC-43-10mee	1,300	1,640	1,650
5	パーフルオロカーボン	PFC	—		
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,500	7,390	6,630
	パーフルオロエタン	PFC-116	9,200	12,200	11,100
	パーフルオロプロパン	PFC-218	7,000	8,830	8,900
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	7,000	8,860	9,200
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	8,700	10,300	9,540
	パーフルオロベンタン	PFC-41-12	7,500	9,160	8,550
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,400	9,300	7,910

温 室 効 果 ガ ス	地球温暖化係数			
	第1計画期間	第2計画期間	第4計画期間	
	第3計画期間			
バーフルオロデカルין	PFC-9-1-18	—	7,500	7,190
バーフルオロシクロプロパン		—	17,340	9,200
6 六ふつ化硫黄	SF ₆	23,900	22,800	23,500
7 三ふつ化窒素	NF ₃	—	17,200	16,100



(2) 削減活動の特定と算定対象排出活動の抽出

(その他ガス削減量算定GL p.8)

1. 削減活動の特定

その他ガス削減量を算定したい削減活動の特定
例)

- 高温燃焼によるN₂Oの分解
- 地球温暖化係数の低いガス種への転換
- PFC除害装置の設置等

2. 算定対象排出活動の抽出

- 排出プロセスをもとに、削減活動に関連する排出活動の抽出を行う
- 削減活動に伴って排出量に影響を受けるその他ガスの排出活動も把握

(3) 基準排出量の算定

(その他ガス削減量算定GL p.9)

■ 基準年度の設定

- **2002年度から2008年度の連続する3年度の排出量の平均値**
- 特定温室効果ガスの基準年度と**異なってもよい**。
- **事業所の使用開始時期が2008年度途中以降からの場合、
2010年度以降から申請前年度のうち連続する3年度を基準年度とすることができる。**
- 算定対象年度の算定対象範囲が変化した場合、基準排出量を再計算する。

※事業所の使用開始が2006年度の途中である場合⇒基準排出量の算定期間を2年度とすることができる

※事業所の使用開始が2007年度の途中である場合⇒基準排出量の算定期間を1年度とすることができる

※事業所の使用開始が2008年度の途中以降である場合⇒基準排出量の算定期間を短縮することはできない

<対象期間の設定方法（例）>

その他ガスの基準排出量

特定温室効果ガスの
基準排出量と異なる
年度を選ぶことができる

平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

特定温室効果ガスの基準排出量

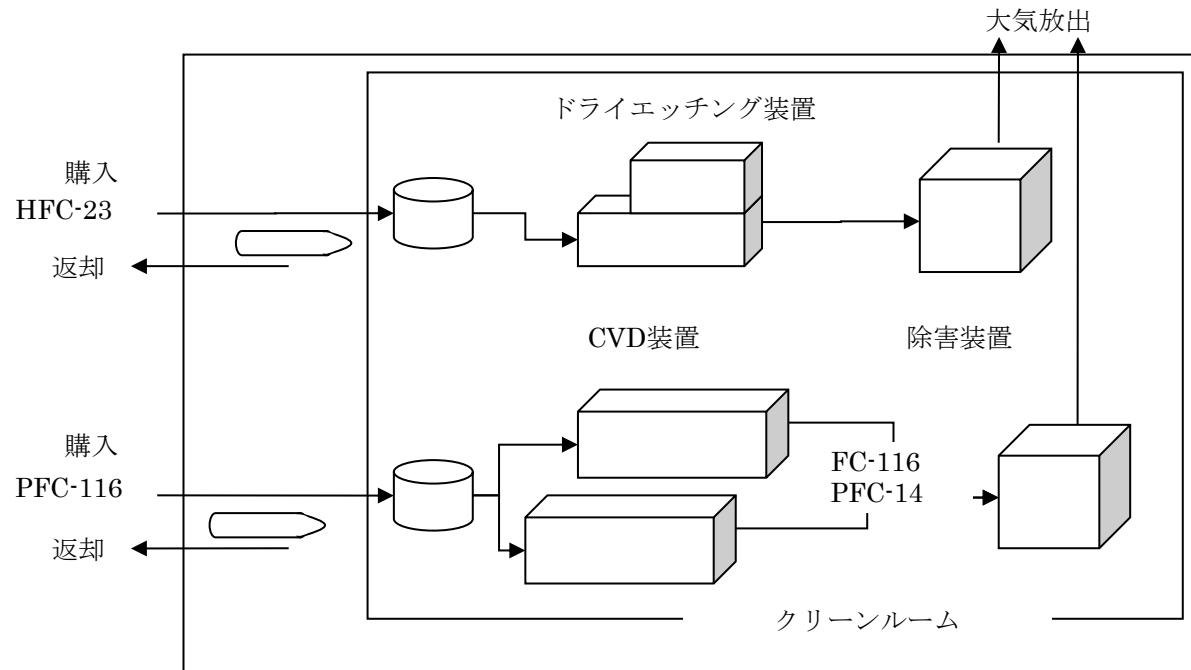
(3) 基準排出量の算定

(その他ガス削減量算定GL pp.9-10)

■ 排出プロセスの整理

排出プロセスを整理するためプロセス図を作成する。

- 温室効果ガスの排出全体を網羅
- 発生の起点から発生後の処理まで一連の流れを示す。



(3) 基準排出量の算定

(その他ガス削減量算定GL pp.10-11)

■ 算定方法の選定

- 4つの方法からいずれかを選定。
- 科学的合理性が認められる場合には別の算定方法も可。

算定方法（例）

算定方法	算 定 式 等
①排出係数による計算	$\text{GHG排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}^*$ ※実測により求める値又はその他ガス排出量算定ガイドラインに定める値とする。
②排ガスの実測	$\text{GHG排出量} = \text{GHG濃度}^* \times \text{排ガス流量}$ ※連続測定又はサンプリング測定による値とする。
③物質収支	$\text{GHG排出量} = \text{GHG使用量} = \text{購入量} + \text{期首在庫量} - \text{期末在庫量}$
④モデル計算	$\text{GHG排出量} = \text{モデルによるGHG発生量}^* - \text{GHG回収量}$ ※化学式等に基づき原料等の投入量から求めた量とする。

注：上表のGHGは、温室効果ガス（Green House Gas）を指す。

(3) 基準排出量の算定

(その他ガス削減量算定GL pp.11-12)

① 排出係数による計算

- 活動量に排出係数を乗じて排出量を求める方法

$$\text{GHG排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数*}$$

* 実測により求める値又はその他ガス排出量算定ガイドラインに定める値とする。

- 排出実態に近い算定を行うためには、排出係数を実測等により独自に設定することが望ましい。

設定方法	排出係数
排ガスの実測 (サンプリング)	$\text{排出係数} = \text{GHG 濃度} \times \text{排ガス流量} / \text{活動量 (燃料使用量等)}$
理論計算	$\text{排出係数} = \text{理論的な GHG 発生量*} / \text{原料等投入量}$ *化学式等に基づき成分分析した組成から求めた量とする。

※有効数字

- 排出量は排出係数の有効数字に合わせた桁数で計算する。
- 活動量を排出係数以上の有効桁数で把握する。
(詳細は、その他ガス排出量算定GL pp.9-13を参照)

(3) 基準排出量の算定

(その他ガス削減量算定GL p.12)

② 排ガスの実測

- ・連続測定、またはサンプリング測定をする。
- ・実測した排ガスの濃度と流量によりGHG排出量を算定する。
- ・稼動条件等による実際の排出量を反映できるが、サンプリング方法や測定箇所の妥当性など、測定上の誤差が発生する。

③ 物質収支

- ・温室効果ガスを化学的変化を伴わず使用する場合、購入量と在庫変動から排出量を求める。
- ・化学変化を伴う場合は、それぞれの元素の質量が保存されているという関係から排出量を算定する。

④ モデル計算

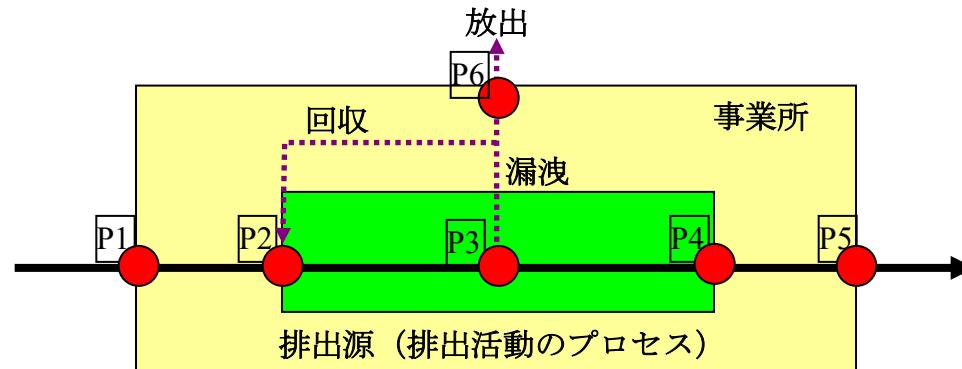
- ・対象とする系への入力と出力の量的な関係から算定する。
- ・具体的には、化学式等に基づき、原料等の投入量から計算される温室効果ガスの排出量と回収量から算定する。

(3) 基準排出量の算定

(その他ガス削減量算定GL pp.12-13)

■ モニタリングポイントの設定

- 整理した排出プロセスに測定点（モニタリングポイント）を設定。
- モニタリングポイントを設定できない場合は算定手法を見直す。



- P1: 事業所範囲内への移動（温室効果ガスの購入、原材料の購入、廃棄物の受け入れ等）
P2: 排出活動のプロセスへの入力
P3: 変化点（漏洩・化学反応等）
P4: プロセス出力
P5: 事業所範囲外への移動（製品内封入による出荷等）
P6: 大気中への放出

(3) 基準排出量の算定

(その他ガス削減量算定GL pp.13-14、p.17)

■ 排出量の計算

- ① 算定対象排出活動ごとの排出量の算定
- ② 排出量の合計値の算定
- ③ 排出量のCO₂換算値の算定

$$\text{温室効果ガス排出量(tCO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量(tガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$

※この段階で活動別の排出量の有効桁未満を四捨五入する。

- ④ 年度排出量の算定（温室効果ガスの種類ごとのCO₂換算値の加算）
※温室効果ガスごとのCO₂換算値をそのまま加算した後、合計値の有効桁未満を四捨五入する。
- ⑤ 基準排出量の算定
※各年度排出量の有効桁数に合わせて、有効桁未満を四捨五入する。

活動別の算定方法 (その他ガス排出量算定GL pp.19-20)

■ 活動別の算定方法

(1) 実測等による算定方法

表 7 実測等による算定方法（例）

算定方法	算 定 式 等
排ガスの実測	$\text{GHG 排出量} = \text{GHG 濃度}^* \times \text{排ガス流量}$ *連続測定又はサンプリング測定による
物質収支	$\text{GHG 排出量} = \text{GHG 使用量} = \text{購入量} + \text{期首在庫量} - \text{期末在庫量}$
モデル計算	$\text{GHG 排出量} = \text{モデルによる GHG 発生量}^* - \text{GHG 回収量}$ *化学式等に基づき原料等の投入量から求めたもの

(2) 実測等による単位発熱量・排出係数

表 8 実測等による排出係数の設定（例）

設定方法	排 出 係 数
排ガスの実測 (サンプリング)	$\text{排出係数} = \text{GHG 濃度} \times \text{排ガス流量} / \text{活動量} (\text{燃料使用量等})$
理論計算	$\text{排出係数} = \text{理論的な GHG 発生量}^* / \text{原料等投入量}$ *化学式等に基づき成分分析した組成から求めたもの

(3) 水の給排水に伴う温室効果ガス排出量の算定方法

$$\text{温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{活動量 (水量) (千m}^3\text{)} \times \text{排出係数 (tCO}_2/\text{千m}^3\text{)}$$

表 9 排出係数

排出活動の種類	排 出 係 数			
	第 1 計画期間	第 2 計画期間	第 3 計画期間	第 4 計画期間
水道及び工業用水道の水の使用	0.200 (tCO ₂ /千m ³)	0.251 (tCO ₂ /千m ³)	0.266 (tCO ₂ /千m ³)	<u>0.251 (tCO₂/千m³)</u>
公共下水道への排水	0.450 (tCO ₂ /千m ³)	0.439 (tCO ₂ /千m ³)	0.400 (tCO ₂ /千m ³)	<u>0.355 (tCO₂/千m³)</u>



(4) 算定対象年度排出量の算定

(5) 削減量の算定

(6) 義務充当で利用できるその他ガス削減量の算定

(その他ガス削減量算定GL p.17)

【重要】

算定の段階	算定方法	数値処理
(4) 算定対象年度 排出量の算定	基準排出量の各年度の排出量と 同様に計算	有効桁未満 四捨五入
(5) 削減量の算定	(基準排出量) – (算定対象年度の排出量)	有効桁未満 切り捨て (削減量が過大とならないようにするため)
(6) 義務充当で利 用できるその他ガ ス削減量の算定	(5) の削減量に 2分の1 を乗じる	小数点以下切り捨て

算定手法の選定と適用方法

(その他ガス削減量算定GL p.18)

■ 排出形態の特性に応じた算定手法の選定と適用方法の考え方

(1) 温室効果ガスを使用し、その全部又は一部が漏洩して排出する場合

【例】

- ドライアイスの使用
- 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用
- 麻酔剤の使用

【考え方】

- 温室効果ガスを含む商品を購入して使用するため購入量、在庫量等は通常把握されている。
- 漏洩排出する割合は把握されないため**仮定で算定**する。
- プロセス途中で化学変化による**副生成物の発生量も把握**する。

【採用する算定手法】

- 漏洩排出場所での使用量から排出係数による計算
- 購入量、在庫量、出荷量等から物質収支による計算

算定手法の選定と適用方法

(その他ガス削減量算定GL pp.18-19)

(2) 製品の製造の過程で温室効果ガスが生成される場合

ア 工業プロセス

【例】

- セメントの製造
- 硝酸の製造
- HFCの製造

【考え方】

- 化学反応による温室効果ガスを含む製品の製造の場合、原材料の量と生成物との関係からガス発生量を把握する。
- 排出割合は別途把握する必要あり。

【採用する算定手法】

- 特定の元素に着目した物質収支
- プラントの状態方程式に基づくモデル計算
- 排ガスの実測
- 実測の排出係数に基づく計算
- 上記が不可能な場合、排出係数による計算
※物質収支との整合性を確保する必要がある。

算定手法の選定と適用方法

(その他ガス削減量算定GL p.19)

(2) 製品の製造の過程で温室効果ガスが生成される場合

イ 農業（生物起源）

【例】

- 家畜の排せつ物の管理
- 耕地における肥料の使用

【考え方】

- 自然プロセスによる発生のため原材料の量と生成物との関係把握は困難

【採用する算定手法】

- 排出係数による計算

算定手法の選定と適用方法

(その他ガス削減量算定GL pp.19-20)

(3) 製品の採掘・製造の過程で封入されていた温室効果ガスが漏洩して排出する場合

【例】

- 原油または天然ガスの生産

【考え方】

- 地中の未知の量の温室効果ガスが漏洩し物質収支やモデル計算は困難

【採用する算定手法】

- 排出係数による計算

(4) 廃棄物等の処理の過程で温室効果ガスが発生して排出する場合

【例】

- 廃棄物の焼却
- 工場排水の処理
- 廃棄物の焼却（下水汚泥）

【考え方】

- 法令の要求に従う記録はあるが、ガス発生の把握に関する記録等は無い。

【採用する算定手法】

- 排ガスの実測（焼却場からの排ガスデータが得られる場合）
- 排出係数による計算

第2章 算定範囲の設定

(その他ガス削減量算定GL p.21)

算定範囲（事業所範囲、削減活動、算定対象排出活動）

1. 事業所範囲のとらえ方

特定温室効果ガスと同様に把握する。

(詳細は**特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン**を参照)

2. 算定対象排出活動の抽出

(1) 削減活動

事業者が事業所内で行う事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減する活動。

地球上から実質的な排出削減をもたらす活動を意味する。

2.算定対象排出活動の抽出（その他ガス削減量算定GL pp.21-22）

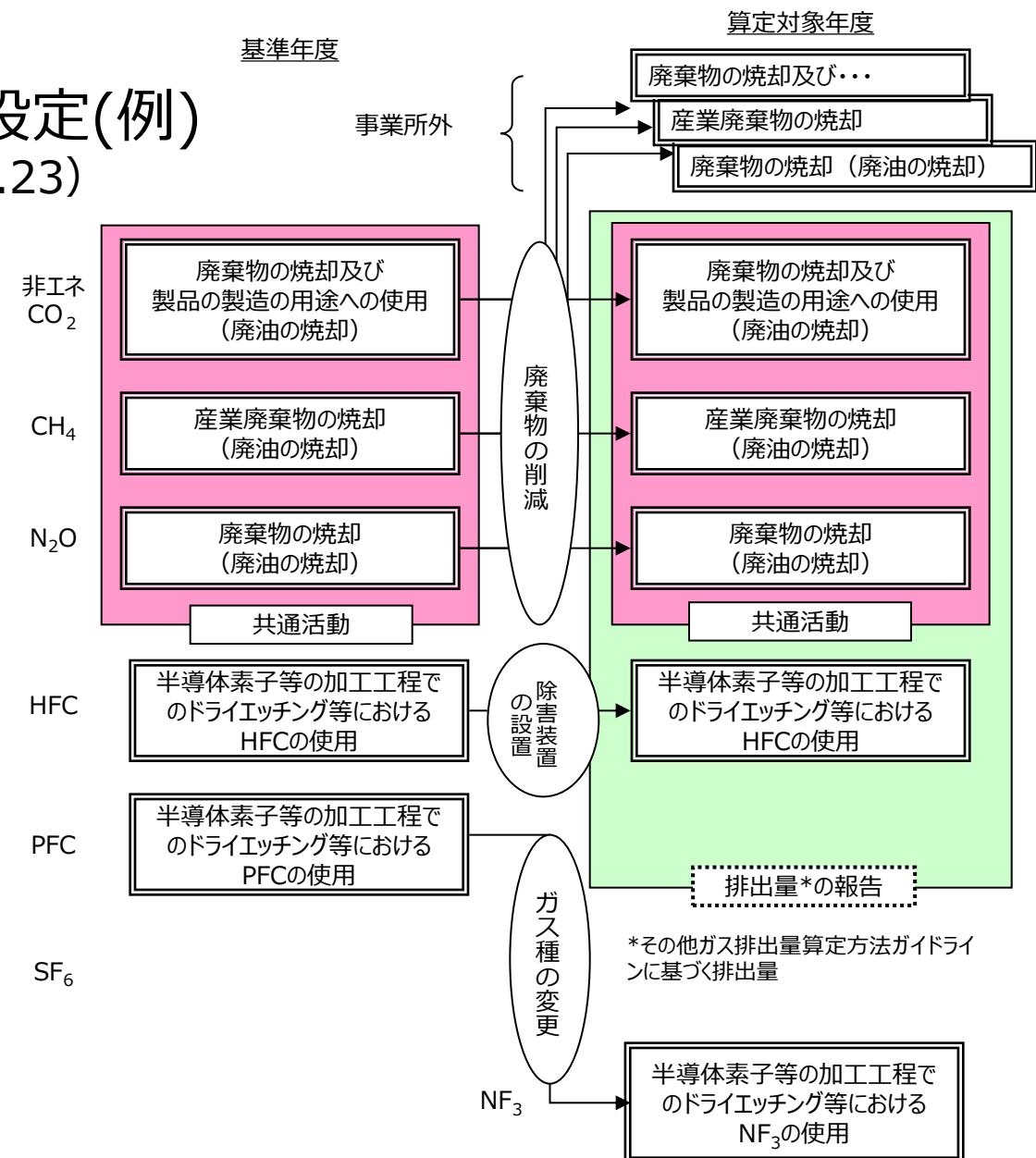
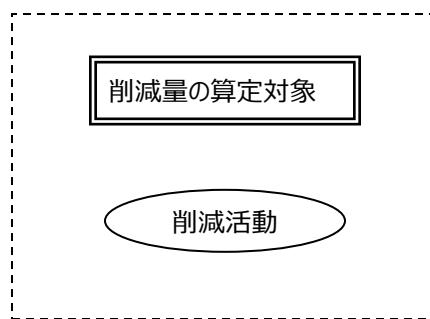
(2) 算定対象排出活動

- 報告対象とする排出活動の中で、削減活動により増減する活動
 - 削減活動によって増減しないものは、削減活動により増減する排出活動と一体的にモニタリングする場合のみ算定対象排出活動に含めてよい。
 - 削減活動に伴い、事業所外で新たに発生する排出活動
(特定温室効果ガスの排出活動を除く)
 - 廃棄物及び温室効果ガス処理の外部委託
 - 削減活動により、本制度対象外の温室効果ガスが排出される場合
-
- 同一活動の一部分のみを対象とすることはできない。
 - 同一活動から排出される複数種類の温室効果ガスはまとめて対象とする。

削減活動に応じた 算定対象排出活動の設定(例)

(その他ガス削減量算定GL p.23)

凡例



本制度で対象としていない 温室効果ガスの 地球温暖化係数 (GWP) (その他ガス削減量算定GL p.24)

工業名または一般名	化学式	地球温暖化係数
モントリオール議定書で規制されている物質		
CFC-11	CCl ₃ F	4,660
CFC-12	CCl ₂ F ₂	10,200
CFC-13	CClF ₃	13,900
CFC-113	CCl ₂ FCClF ₂	5,820
CFC-114	CClF ₂ CClF ₂	8,590
CFC-115	CClF ₂ CF ₃	7,670
Halon-1301	CBrF ₃	6,290
Halon-1211	CBrClF ₂	1,750
Halon-2402	CBrF ₂ CBrF ₂	1,470
四塩化炭素	CCl ₄	1,730
プロムメチル	CH ₂ Br	2
メチルクロロホルム	CH ₃ CCl ₃	160
HCFC-22	CHClF ₂	1,760
HCFC-123	CHCl ₂ CF ₃	79
HCFC-124	CHClFCF ₃	527
HCFC-141b	CH ₃ CCl ₂ F	782
HCFC-142b	CH ₃ CClF ₂	1,980
HCFC-225ca	CHCl ₂ CF ₂ CF ₃	127
HCFC-225cb	CHClFCF ₂ CClF ₂	525
ペーフルオロ化合物		
トリフルオロメチル五フッ化硫黄	SF ₅ CF ₃	17,400
フッ化エーテル		
HFE-125	CHF ₂ OCF ₃	12,400
HFE-134	CHF ₂ OCHF ₂	5,560
HFE-143a	CH ₃ OCF ₃	523
HCFE-235da2	CHF ₂ OCHClCF ₃	491
HFE-245cb2	CH ₃ OCF ₂ CHF ₂	654
HFE-245fa2	CHF ₂ OCH ₂ CF ₃	812
HFE-347mc3	CH ₃ OCF ₂ CF ₂ CF ₃	530
HFE-347pcf2	CHF ₂ CF ₂ OCH ₂ CF ₃	889
HFE-356pcc3	CH ₃ OCF ₂ CF ₂ CHF ₂	387
HFE-449s1 (HFE-7100)	C ₄ F ₉ OCH ₃	421
HFE-569sf2 (HFE-7200)	C ₄ F ₉ OC ₂ H ₅	57
HFE-43-10pccc124 (H-Galden1040x)	CHF ₂ OCF ₂ OC ₂ F ₂ OCHF ₂	2,820
HFE-236ca12 (HG-10)	CHF ₂ OCF ₂ OCHF ₂	5,350
HFE-338pcc13 (HG-01)	CHF ₂ OCF ₂ CF ₂ OCHF ₂	2,910
ペーフルオロポリエーテル		
PFPME	CF ₃ OCF(CF ₃)CF ₂ OCF ₂ OCF ₃	9,710
ハイドロカーボン類及び他の化合物-直接的な影響		
メチレンクロライド	CH ₂ Cl ₂	9
メチルクロライド	CH ₃ Cl	12

2. 算定対象排出活動の抽出

(その他ガス削減量算定GL p.22)

(3) 算定対象から除く排出活動

ア 算定対象から除く排出活動

(ア) 事業所外の排出

事業所範囲外における排出活動は算定対象外

(イ) 住宅用途

事業所内の住宅用途部分からの排出は算定対象外

イ 算定対象から除くことができる排出活動

(ア) 少量排出

算定排出量の有効数字に影響を与えないものは算定の対象から除外することができる

第3章 モニタリング方法

(その他ガス削減量算定GL p.25)

1. モニタリング方法の概要

モニタリング方法とは、排出量算定に必要なデータを計測し、算定する方法

【モニタリング対象】

- ①排出活動量
- ②排出係数
- ③その他算定に必要なデータ

※実態に即した精度の高い計測方法を採用するために、モニタリング計画を作成し、[東京都の承認](#)を受ける必要がある。

2.モニタリング方法の原則（その他ガス削減量算定GL pp.25-26）

（1）各算定手法共通の原則

信頼性の高いモニタリング方法の原則を以下に示す。

基準年度のモニタリング方法の選択の注意点	算定対象年度と同一で精度の高い方法を選択する。 複数の方法が存在する場合は、削減量が過大にならないよう設定する。
他のガイドライン等の基準との整合性	データの計測方法に関して、JIS規格、業界のガイドラインがある場合には原則的に従う。
測定機器の管理体制	校正等、適正な維持管理を継続的に行う体制を構築する。
購買、実測等のデータの扱い	追跡可能な状態で記録する。購買伝票等、整合性を確認できる方法を用意。
複数の方法から算定した場合	相互の差異がある場合は、理由を明確にすること。
地球温暖化係数の採用の注意点	地球温暖化係数として「その他ガス削減量算定ガイドライン」に示す値を用い、削減活動の結果、本制度対象外の温室効果ガスの排出が生じる場合は、地球温暖化係数として「IPCC第4次評価報告書のGWP」に示す値を用いること。 ※ただし、第3計画期間中に変更がある可能性がある。

整合性を確保すべき関係データ

温室効果ガスの使用	購買量と業務プロセスの投入量の関係
廃棄物	マニフェスト等での管理データとの関係 また、マテリアルフローを見た場合の廃棄物の推定発生量との関係
廃水処理	処理後のBOD量との関係

2.モニタリング方法の原則（その他ガス削減量算定GL pp.25-26）

【事例】測定機器の管理体制 その他ガス削減量モニタリング計画書様式

(2) データの把握方法

データ項目	測定・設定方法 (計器、証票、出典、サンプリング方法、測定頻度、測定点等)	データ記録・管理方法	有効けた数
	測定・設定方法において計量器の保守（校正）頻度が示されている。		
	⇒算定対象年度において、モニタリング計画書で定められた頻度で校正が行われていないか確認が必要。		

2.モニタリング方法の原則（その他ガス削減量算定GL p.26）

① 「排出係数による計算」により算定する場合の原則

一般的な排出係数を採用する場合	「その他ガス排出量算定ガイドライン」記載、または一般的な排出係数を用いる場合には、その 適用範囲に沿った使用方法 とする。
一般的でない排出係数を採用する場合	「その他ガス排出量算定ガイドライン」で示す有効桁数以上の精度、出典が明確等、 信頼性の高いものを利用 する。原則としてIPCC等の国際的な文書、関係省庁、東京都等が示す方法を利用する。その他、業界団体、査読済み論文で示す方法を利用すること。
排出係数の低減による削減対策の場合	原則 排出係数を実測 する。事業活動の変化による排出係数の変化はプラント稼動条件等の変化した証拠を示すこと。
排出係数を実測する場合	「その他ガス排出量算定ガイドライン」で示す 有効桁数以上の精度で測定 すること。最新の知見、標準以上の方法を用いること。校正を受けた測定機器による。 排ガスの実測の測定点及び測定頻度に関する原則を満たすこと。
活動量の有効桁数の把握方法	排出係数の 有効桁数と同等以上の精度で把握 する。 実測は、有効桁数の実測と原則同じ。 購入量等の場合は、それらの量の精度が上記の基準を満たしていること。

2.モニタリング方法の原則（その他ガス削減量算定GL p.27）

② 「**排ガスの実測**」により算定する場合の原則

排ガスの実測の注意点	全量を流量として把握して、漏れがないこと。
測定点の設定の注意点	測定点の代表性を確保すること。 <ul style="list-style-type: none">➢ 最終的に大気中の排出される場所を測定点とすること。➢ 排ガスの濃度分布を推計し、ガス管内の測定位置（壁面からの距離等）を設定すること。
測定頻度の注意点	適切な測定頻度で測定すること。 (サンプリングによる不連続測定の場合) <ul style="list-style-type: none">➢ 定常的に運用されている場合、定常状態で年3回以上、年間稼動状態をとらえるのに適切な時間間隔を設けて測定すること。➢ 立ち上げ、終了等の非定常状態でまとまったガスが出ないか確認、全体の有効数字に影響を与える場合はその量も測定すること。➢ 季節変動がある場合は、時期に応じた区分を設けて算定する。➢ バッチ処理等でプロセスの稼動状態が変化する場合は、代表的なパターンを想定し、出現頻度に応じて測定すること。
排出係数による計算による確認	排出係数による計算を別途行い、実測結果との整合性を確認し、差異がある場合はその理由を明確にすること。

2.モニタリング方法の原則

(その他ガス削減量算定GL pp.27-28)

③ 「物質収支」により算定する場合の原則

ガス用途の注意点	購入したガスの用途が特定されており、排出源に用いられる量が特定される。
入力源、出力源把握の注意点	購入、回収等の算定範囲内への入力源、出荷、返却、大気放出等の算定範囲外への出力源が全て把握されている。
在庫量把握の注意点	期首と期末、同じ方法で継続的に把握されていること。 各場所での在庫量が同じタイミングで把握されていること。
炭素バランスの確保	CO ₂ の場合、特定温室効果ガスも含め、炭素バランスがとれていること。
副生成ガス発生の確認	化学反応による副生で新たな温室効果ガスの排出がないか。発生している場合はその量も算定していること。
排出係数による計算による確認	排出係数による計算を別途行い、実測結果との整合性を確認し、差異がある場合はその理由を明確にする。

2.モニタリング方法の原則

(その他ガス削減量算定GL p.28)

④ 「モデル計算」により算定する場合の原則

ガス用途の注意点	購入したガスの用途が特定されており、排出源に用いられる量が特定される。
炭素バランスの確保	CO ₂ の場合、特定温室効果ガスも含め、炭素バランスがとれていること。
副生成ガス発生の確認	化学反応による副生で新たな温室効果ガスの排出がないか。発生している場合はその量も算定していること。
プラントの稼動状態に応じたモデルの場合	プラントの稼動状態に応じたモデルである場合には、代表的な稼動状態で測定すること。
排出係数による計算による確認	排出係数による計算を別途行い、実測結果との整合性を確認し、差異がある場合はその理由を明確にする。



第三部 モニタリング計画及び 算定結果の報告手続

(その他ガス削減量算定GL pp.29-43)

- 第1章 モニタリング計画及び算定報告書の作成・承認手続
- 第2章 モニタリング計画の作成方法
- 第3章 算定報告書の作成方法
- 第4章 モニタリング計画の変更

第1章 モニタリング計画及び算定報告書の作成・承認手続

(その他ガス削減量算定GL pp.29-30)

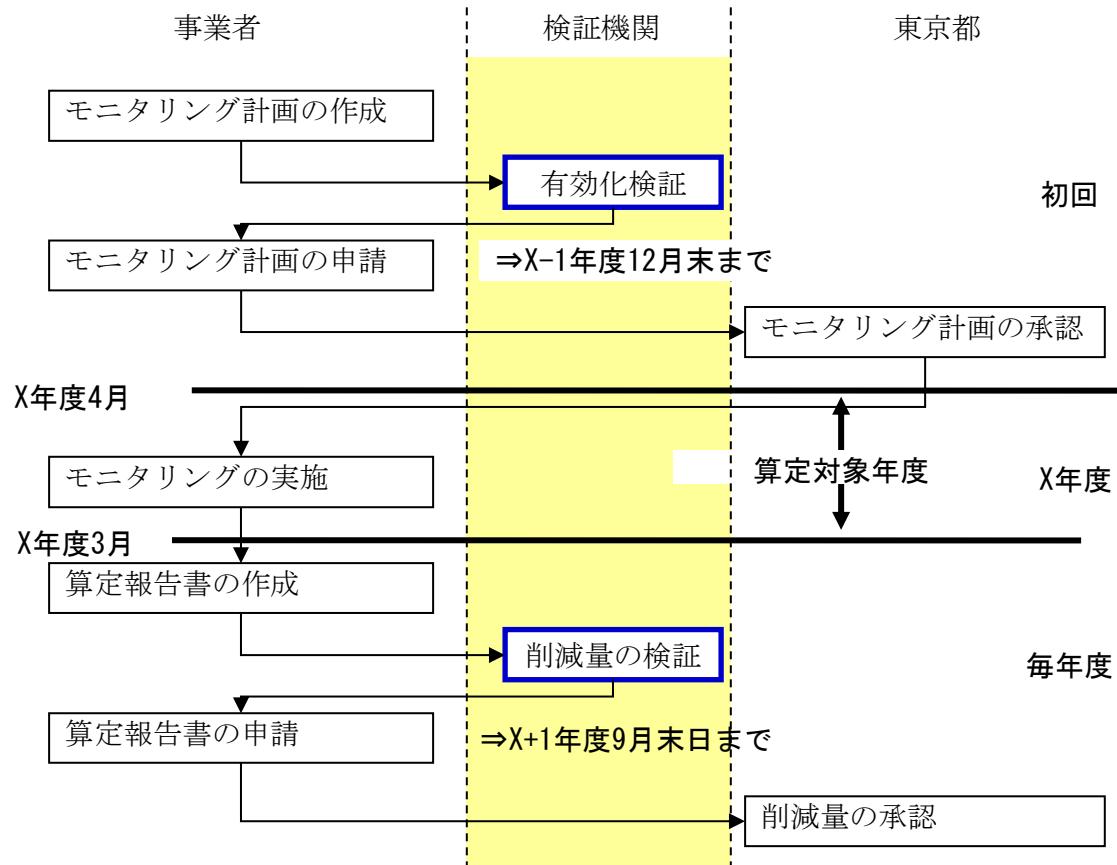
- 文書の種類と作成の順序（新規作成）
 - ① その他ガス削減量モニタリング計画書（新規・変更）（A号様式）
 - ② その他ガス基準排出量算定報告書（新規・変更）（B号様式）
 - ③ その他ガス削減量算定報告書（C号様式）
- 算定対象年度開始前にモニタリング計画書の承認が必要。

※2010年度以降から申請前年度のうち連続する3年度を基準年度とし、
2025年度に新たにその他ガス削減量を算定する事業所は、
2025年12月末日までにモニタリング計画の承認を受けることが必要。

※既にその他ガス削減量を算定している事業所で、
次の削減計画期間に継続して算定する場合は、当該計画期間開始前に承認が必要。
- 事業所全体の複数の削減活動および排出活動を一括して文書にまとめる。

第1章 モニタリング計画及び算定報告書の作成・承認手続

(その他ガス削減量算定 GL p.30)



※基準排出量は、算定対象年度（報告書年度）の削減量算定報告書の申請までに算定し、検証を受け、基準排出量算定報告書により申請を行うこと。

第1章 モニタリング計画及び算定報告書の作成・承認手続

(その他ガス削減量算定GL pp.31-32)

(1) モニタリング計画の承認を受ける場合

- ア 事業者がモニタリング計画を作成する。
- イ 東京都が認定した検証機関の有効化検証を受ける。

(注1) 削減計画期間終了時点のモニタリング計画を変更することなく次の削減計画期間に適用する場合を除く。

- ウ 有効化検証の終了後、事業者がモニタリング計画を東京都に申請する。

(注2) 算定対象年度の前年度12月末日又は特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた日から90日後のいずれか遅い日まで。

ただし、2025年度に、2010年度から連続する3年度を基準年度としてその他ガス削減量を算定する事業所は2025年9月末日までに申請する。

- エ 東京都が必要に応じて、算定方法やデータ測定方法の科学的妥当性を確認。
- オ モニタリング計画の必要事項が満たされているかを確認し、東京都が承認を行う。
- カ 東京都が承認又は否認の結果を事業者に通知する。

計画期間が変わる場合

必ず、モニタリング計画書を作成し、都へ提出しなければならない。

ただし、モニタリング計画に変更がない場合は検証しなくてもよい。

第1章 モニタリング計画及び算定報告書の作成・承認手続

(その他ガス削減量算定GL p.32)

(2) 算定報告書（基準排出量又は削減量）の承認を受ける場合

ア 事業者が算定報告書（基準排出量又は削減量）を作成する。

イ 東京都が認定した登録検証機関の検証を受ける。

（注3）削減計画期間終了時点のモニタリング計画を変更することなく次の削減計画期間に適用する場合の基準排出量を除く。

ウ 登録検証機関の検証の結果を添えて、算定報告書を東京都に提出する。

エ 東京都が算定報告書の必要事項が満たされているかを確認し、承認又は否認の結果を事業者に通知する。

算定報告書は、必ず、**検証を受けなければならぬ。**

第2章 モニタリング計画の作成方法

(その他ガス削減量算定GL pp.33-34)

1 モニタリング計画の記載方法

基準排出量と算定対象年度排出量の両方を対象とする。

算定対象排出活動に係る排出量の削減に影響する削減活動は計画書にすべて記載する。

<モニタリング計画書の記載事項>

1.算定事業者の詳細

事業所範囲、削減対象となる事業活動及び排出活動の状況並びに算定体制

2.削減活動及び算定範囲の概要

削減活動の種類、算定対象排出活動の内容及び算定範囲

3及び4.モニタリング方法

(1) 算定方法

温室効果ガスの種類、算定手法、算定式、有効桁数、把握するデータ項目及び算定方法の採用理由

(2) データの把握方法

データの項目、測定・設定方法（計器、証票、出典、サンプリング方法、測定頻度、測定点等）、データの記録・管理方法、有効桁数及びデータ把握方法の採用理由

第2章 モニタリング計画の作成方法

(その他ガス削減量算定GL pp.34)

2 モニタリング計画の公表

他の事業者が参考となるよう東京都が公表する。

事業活動に大きな影響を与える情報で公になっていない場合は非公表にできる。

<事業活動に大きな影響を及ぼす例>

- 製造、生産管理プロセスの秘密の情報
- 原燃料構成、設備設計、その他生産技術の秘密の情報

<他の方法で公にならない情報の要件>

- 国及び自治体の計画書制度等法令・規則に基づき公にならないもの
- 環境報告書の公開等自主的な活動により公にならないもの
- 上記のようなすでに公になっている情報と他の情報とを照合することにより容易に推測可能でないもの



第3章 算定報告書の作成方法

(その他ガス削減量算定GL p.35)

1 基準排出量算定報告書

- モニタリング方法についてはモニタリング計画に記載した方法と原則同一。
- **軽微な変更の場合**には、**モニタリング計画の変更をせず**に基準排出量算定報告書に記載できる。

基準排出量算定報告書におけるモニタリング計画を変更せずに算定できる条件



「データの計測方法等、排出量に影響を与えない」軽微な変更の場合

- 検証後、東京都へ提出し承認を受ける。（削減量検証GL p.13）

第3章 算定報告書の作成方法

(その他ガス削減量算定GL pp.35-36)

1 基準排出量算定報告書

<基準排出量算定報告書の記載事項>

1. 算定事業所の詳細

事業所範囲、削減対象となる事業活動及び排出活動の状況並びに算定体制

2. 削減活動及び算定範囲の概要

削減活動の種類、算定対象排出活動の内容及び算定範囲

3. モニタリング方法

(1) 算定方法

温室効果ガスの種類、算定手法、算定式、有効桁数、把握するデータ項目及び算定方法の採用理由

(2) データの把握方法

データの項目、測定・設定方法（計器、証票、出典、サンプリング方法、測定頻度、測定点等）、データの記録・管理方法、有効桁数及びデータ把握方法の採用理由

4. 基準排出量の実績

基準年度の排出量

添付資料：検証結果報告書、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト



第3章 算定報告書の作成方法

(その他ガス削減量算定GL p.36)

2 削減量算定報告書

- モニタリング方法についてはモニタリング計画に記載した方法と原則同一。
- **軽微な変更等の場合**には、**モニタリング計画の変更をせずに**削減量算定報告書に記載できる。

削減量算定報告書におけるモニタリング計画を変更せずに算定できる条件



「データの計測方法等、排出量に影響を与えない」軽微な変更の場合

又は

「計測機器の不良によるデータの欠損等により、一時的にモニタリング計画を遂行できない場合の代替措置」の場合

- 検証後、東京都へ提出し承認を受ける。(削減量検証GL p.17)



第3章 算定報告書の作成方法

(その他ガス削減量算定GL pp.36-37)

2 削減量算定報告書

<削減量算定報告書の記載事項>

1. 算定事業所の詳細

事業所範囲、削減対象となる事業活動及び排出活動の状況並びに算定体制

2. 削減活動及び算定範囲の概要

削減活動の種類、算定対象排出活動の内容及び算定範囲

3. モニタリング方法

(1) 算定方法

温室効果ガスの種類、算定手法、算定式、有効桁数、把握するデータ項目及び算定方法の採用理由

(2) データの把握方法

データの項目、測定・設定方法（計器、証票、出典、サンプリング方法、測定頻度、測定点等）、データの記録・管理方法、有効桁数及びデータ把握方法の採用理由

4. 排出削減量の実績

算定対象年度の排出量、基準排出量、削減量、その他ガス削減量

添付資料：検証結果報告書、詳細報告書、検証チェックリスト



第3章 算定報告書の作成方法

(その他ガス削減量算定GL p.37)

3 算定報告書の公表

承認された算定報告書は透明性確保のため東京都が公表する。

事業活動に大きな影響を与える情報で公になっていない場合は非公表にできる。

＜事業活動に大きな影響を及ぼす例＞

- 製造、生産管理プロセスの秘密の情報
- 原燃料構成、設備設計、その他生産技術の秘密の情報

＜他の方法で公にならない情報の要件＞

- 国及び自治体の計画書制度等法令・条例に基づき公にならないもの
- 環境報告書の公開等自主的な活動により公にならないもの
- 上記のようなすでに公になっている情報と他の情報を照合することにより容易に推測可能でないもの

第4章 モニタリング計画の変更

(その他ガス削減量算定GL pp.38-39)

1 モニタリング計画を変更する場合

- 以下のような場合は、原則モニタリング計画書の変更が必要となる。

モニタリング計画を 変更すべき事由	<p>以下のいずれかが変更される場合</p> <p>※生産又は廃棄物処理の外部委託等により単に事業所内と同等の排出活動を 事業所外に移転する場合は変更事由に該当しない</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 算定範囲（事業所範囲並びに削減活動及び算定対象 排出活動の内容）➤ モニタリング方法（算定方法及びモニタリングポイント）
算定対象年度	<ul style="list-style-type: none">➤ 一定の要件を満たす場合は、算定範囲及びモニタリング方 法を変更した後に事後的に承認する。➤ その場合も削減量算定報告書の提出前にモニタリング計画 を変更し、承認を受けなければならない。
基準年度のモニタリング計 画の変更	<ul style="list-style-type: none">➤ 算定対象年度のモニタリング計画の変更に伴い、基準排出 量のモニタリング計画を事後的に変更する場合がある。なお、 単独で変更はできない。

第4章 モニタリング計画の変更

(その他ガス削減量算定GL pp.39-40)

2 算定範囲の変更

① 算定対象年度開始前の当該年度の変更（事前変更）

- 事業所範囲又は算定対象排出活動若しくは削減活動の内容等の変更

※削減活動とかかわりのない事業活動や排出活動の停止は、基準排出量と等しいものとする。また、生産又は廃棄物処理の外部委託等により単に事業所内と同等の排出活動を事業所外に移転する活動を実施した場合、移転する活動を日単位で把握し、把握した日の活動量を基準排出量と等しいものとする。

② 算定対象年度中の当該年度の変更（事後変更）

- 事前に予期できない天変地異、経営環境の変化等の理由による事業所範囲又は算定対象活動若しくは削減活動の内容の変更等
- 事前予測できる場合を除く

③ 基準排出量の変更

- 事業所の合併・分割等で事業所範囲を変更した場合は、算定対象年度と基準年度の算定範囲を同時に変更する。

④ 削減活動の変更による算定範囲の拡大

- 削減活動の内容の変更により、これまで算定対象外だった排出活動が削減活動と関連を持つ場合は基準排出量の見直しも同時に行う。



第4章 モニタリング計画の変更

(その他ガス削減量算定GL pp.40-41)

3 モニタリング方法の変更

① 算定対象年度開始前の変更（事前変更）

<変更が可能な条件>

- 算定対象排出活動、削減活動に変化が生じて、承認済方法を取れない場合
- より正確な計測を行う手段が整備された場合
- その他承認済方法を採り難い事情が発生した場合

② 算定対象年度中の当該年度の変更（事後変更）

- 事前に予測できない天変地異、経営環境の変化等の理由による事業所範囲又は算定対象活動若しくは削減活動の内容の変更等

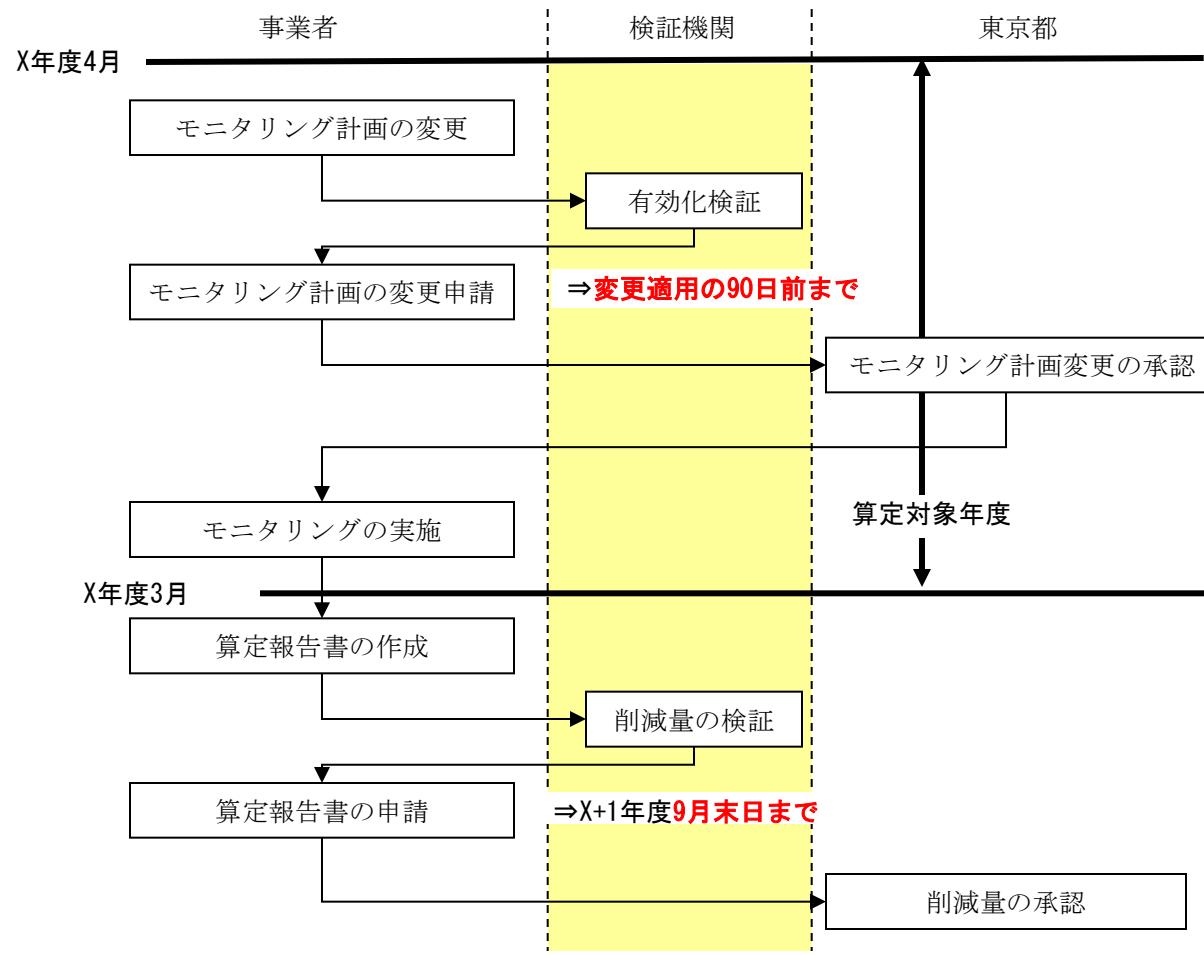
※測定機器の不良等が原因で、データの欠損等が生じた場合、モニタリング不可能な部分については基準排出量と等しいものとして扱う。

③ 基準排出量の変更

- モニタリング方法の変更があっても基準排出量の変更は原則行わない。また、基準排出量の変更において、基準年度以降に開始した排出活動を含めることはできない。
- 変更しないと著しく削減量が増大する場合には、東京都が基準排出量を変更できる。

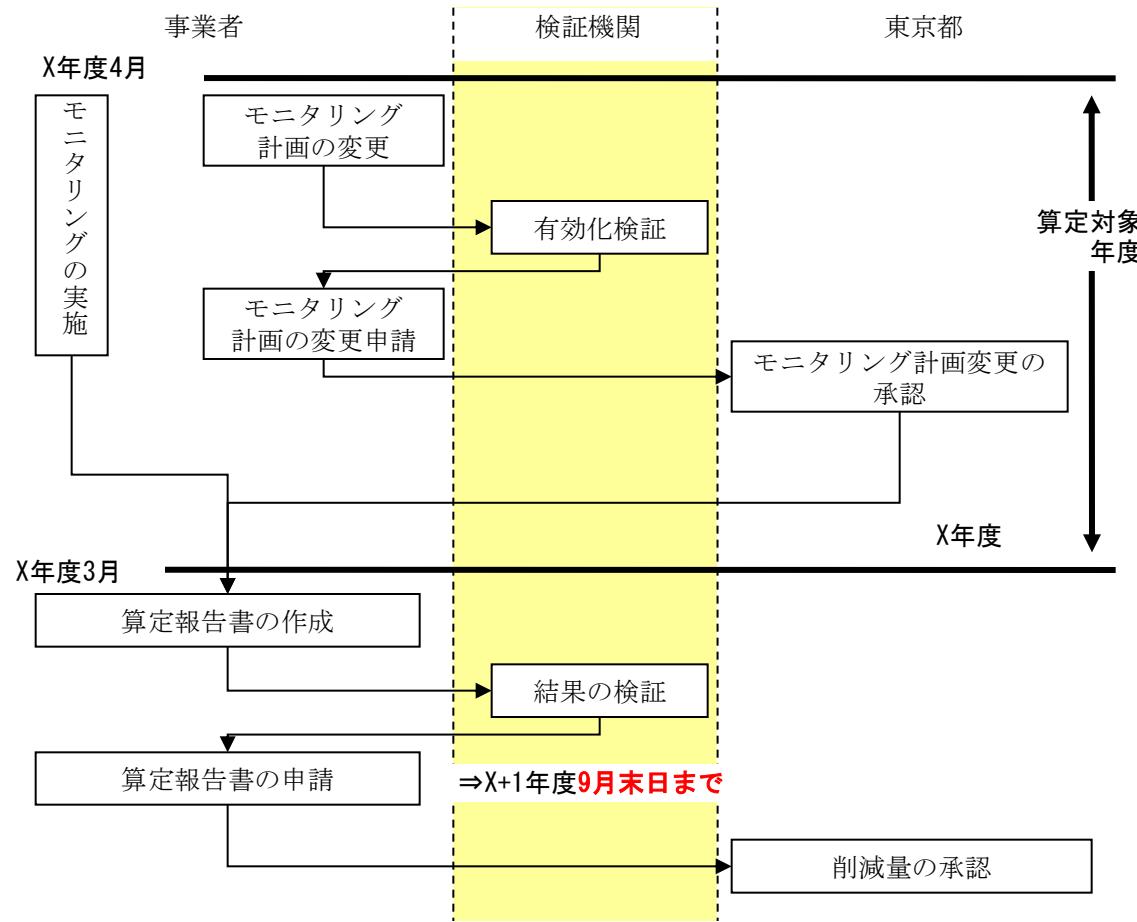
モニタリング計画の変更及び算定報告書の承認手続の流れ (事前変更)

(その他ガス削減量算定GL p.42)



モニタリング計画の変更及び算定報告書の承認手続の流れ (事後変更)

(その他ガス削減量算定GL p.43)



第4計画期間（令和7年度）からの改定内容

■その他ガス**排出量算定**ガイドラインの改定

- ・再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量の把握・報告を義務付けるため、当該燃料等に関する排出活動等の考え方、把握・報告方法を含めた内容に改正
- ・その他ガス排出量の算定について、算定に使用する地球温暖化係数及び排出係数を第4計画期間の改正内容に合わせて改正

第4計画期間（令和7年度）からの改定内容

■その他ガス削減量算定ガイドラインの改定

- ・再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量の把握・報告を義務付けるため、当該燃料等に関する排出活動等の考え方を含めた内容に改正
- ・その他ガス削減量の算定について、算定に使用する地球温暖化係数を第4計画期間の改定内容に合わせて改正
- ・その他ガス削減量の算定方法について、事業所の使用開始時期が平成20年度途中以降からの場合、平成22年度以降から申請前年度のうち連續する3年度を基準年度とすることができるよう算定方法を改正
- ・モニタリング計画及び算定結果の報告手続について、平成22年度以降から申請前年度のうち連續する3年度を基準年度とした場合の報告手続を含む内容に改正



ゼロエミッション東京の実現に向けて

TIME TO ACT

—今こそ行動を加速する時—

東京都環境局HP <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

